

(案)

平成 29 年 月 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 風間 聡

(仮称) 仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (答申)

平成 29 年 3 月 6 日付 H28 環環環第 1546 号で諮問のありました「(仮称) 仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (諮問第 54 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 本事業を進めるにあたっては、石炭火力発電所を巡る国内外の状況を注視し、将来予見されるリスクに対し、先見的に対応策を講じるとともに、影響が及ぶと想定される周辺自治体の住民や漁業関係者を含め、市民に対し、環境影響評価の結果等について丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めるよう求めるべきである。
- (2) 本事業においては、国内最高効率の発電設備の導入や木質バイオマスを混焼することにより、二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるものの、バイオマスの混焼割合を可能な限り高めるとともに、東北地域の未利用材の活用や施設内機器の省エネ化等、より一層の削減に取り組むよう求めるべきである。

また、「電気事業における低炭素社会実行計画」に基づく 2030 年度の目標 (排出係数 0.37kg-CO₂/kWh) や、2050 年までに 80%削減という国の長期的な目標の達成に向け、本事業における取り組みに加え、事業者としての取り組みについて、環境影響評価準備書に示すよう求めるべきである。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 施設稼働に伴う排出ガスについては、夏季の海風により住宅地等へ影響が及ぶ可能性があることから、夏季の最大着地濃度地点や大気測定局の設置状況等を勘案し、計画地周辺における現地調査地点を追加するよう求めるべきである。
- (2) 施設稼働後の大気質への影響について、夏季の海風により内部境界層が形成されることを想定して予測・評価するよう求めるべきである。
また、内部境界層の形成時及び逆転層の出現時の予測にあたっては、必要に応じて計画地周辺の地形の影響を考慮するとともに、気象データを踏まえた具体的な予測条件を環境影響評価準備書に示すよう求めるべきである。
- (3) 計画地周辺において先行して稼働予定の石炭火力発電所との大気質への複合影響について予測・評価するとともに、本事業による環境影響を適切に把握するため、当該発電所の稼働前後の大気質の状況を調査するよう求めるべきである。

- (4) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、予測手法等に関する国の検討状況や最新の知見を注視し、今後、環境影響評価に係る具体的な予測手法が確立された場合には、適切に対応するよう求めるべきである。
- (5) 煙突からの排出ガス濃度の公表について検討するよう求めるべきである。
- (6) 計画地から最も近い住居地を対象として、施設の稼働前後での騒音、振動、低周波音の調査を実施し、本事業による影響について確認するよう求めるべきである。

(水環境)

- (7) 本事業は日平均で約 1,600 m³の排水を海域に放流する計画であり、その排水には、水銀等の重金属が含まれる可能性があることから、適切な排水処理方法を検討し、その具体的な内容を環境影響評価準備書に示すよう求めるべきである。
また、排水口周辺の底質や、そこに生息するイシガレイ等の稚魚について、施設の稼働前後での調査を実施し、本事業による影響について確認するよう求めるべきである。
- (8) 海域での水質調査にあたっては、陸域からの汚水流入負荷を適切に評価するため、潮汐の干満を考慮して実施するとともに、計画する港内の 2 地点に加え、対照地点として、港外に調査地点を追加するよう求めるべきである。

(植物、動物及び生態系)

- (9) 計画地周辺には動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、施設稼働に伴う排出ガスや排水による蒲生干潟への影響について予測・評価するとともに、蒲生干潟に生息・生育する動植物について、施設の稼働前後での調査を実施し、本事業による影響について確認するよう求めるべきである。

(廃棄物等)

- (10) 本事業により発生する石炭灰等について、周辺での引取り先を確保し、可能な限り再資源化に努めるよう求めるべきである。

(温室効果ガス等)

- (11) 建設工事にあたっては、コンクリート型枠等への熱帯材の使用を極力控えるとともに、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すよう求めるべきである。
- (12) 本事業の特性を踏まえ、施設の稼働に伴う二酸化炭素の影響について、重点項目とするよう求めるべきである。
- (13) 供用時の船舶による燃料輸送に伴う温室効果ガスの排出量を予測するよう求めるべきである。
また、燃料として使用する木質バイオマスの調達にあたっては、調達先の周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すよう求めるべきである。